

令和3年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和3年9月24日 午前10時00分 開会
午後 4時11分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
保健福祉部理事	東錦也	こども未来創造部長	井上理恵
こども未来創造部理事	板橋行則	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 3番 吉村始 5番 松林謙司

7. 議事日程

- 日程第1 認第1号 令和2年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第2 認第2号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第3 認第3号 令和2年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第4号 令和2年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 令和2年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 令和2年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 令和2年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議第51号 葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第52号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第55号 葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第50号 葛城市立認定こども園条例を制定することについて
- 日程第15 議第53号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第54号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第17 請願第1号 葛城市クリーンセンターリサイクル施設管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務の入札・委託契約に関する請願について
- 日程第18 議第57号 令和3年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第19 議第58号 令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第20 議第59号 令和3年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第21 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第22 発議第6号 出産育児一時金の増額を求める意見書
- 日程第23 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 道の駅かつらぎに関する調査特別委員会中間報告について
- 追加日程第2 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会の会期中に開催されました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会におきまして、中間報告をまとめられ、下村委員長より議長宛てに提出されております。また、会期中に奈良県後期高齢者医療広域連合より広域連合議会議員選挙の実施依頼がございましたので、本日の本会議休憩中に議会運営委員会を開催願い、それらの取扱いにつきましてご協議いただきますので、よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

まず初めに、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされております。その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

5番、松林謙司君。

松林総務建設常任委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。去る9月3日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月9日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、駅舎に直接エレベーターを接続する設計を含めた全体の詳細設計業務委託について、近畿日本鉄道と協議を重ねながら、発注に向けて作業を進めている。工事については、尺土駅の西側を流れている葛下川にかかる橋梁下部工の発注、契約まで完了しており、間もなく着手予定となっている。年度内に下部工事部分を完了し、引き続き上部工事を進めていきたい。事業用地の取得の状況については、2件のうち1件については、借家人の方とは移転補償、地権者の方とは土地の売買及び移転補償の契約がそれぞれ完了している。別の1件については、事業認定を受ける準備も進めながら、引き続き粘り強く交渉し、早期完了を目指したいと考えているという説明があり、委員からは、葛下川の橋梁工事について、下部工事と上部工事を単年度で完了できないのか。また、工事中、通行面の問題があるのではとの問いに対し、下部と上部は予算の関係もあり、分けて執行する。また、工事中の執行については、片側通行できるように施工する。現道の橋梁の北側に新たに設置し、現道の橋梁は最終的に歩道として使用するという答弁がありました。

別の委員からは、道路を南側にずらして3車線とし、北側1車線を乗降専用レーンとした

らよいのではとの問いに対し、本線を広場側に寄せると、ある程度の曲線の半径が必要となり、今の事業用地内では収まらないという答弁がありました。

別の委員からは、用地買収がまだ1件残っている。以前から法的措置を取るようになってきたが、今からでも四、五年はかかるということだが、見通しは。尺土駅は葛城市の玄関口である。時間がかかるなら南側へ道路を付け替えるなど、抜本的な見直しをされた方がよいのではという問いに対し、法的措置を進めるが、並行して用地交渉を続ける。尺土駅前の将来像をどう描くかは、議論を深めていかなければならない。葛城市の玄関口となるので、乗降客だけの駅前広場ではなく、南北の道路を含めた中で、都市整備として図面を引いていく必要があると考えているという答弁がありました。

また、別の委員からは、当面こういう形で工事を進めるという具体的な計画を示した分かりやすい図面を資料としていただきたいと要望がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事業の進捗状況として、6月議会で報告させていただいた内容と変わりはなく進めており、JRが施工する架道橋工事委託が完了し、引き続き、令和3年3月議会で承認いただいた、市が施工する架道橋の西側と東側の一部のすりつけ区間の道路改良工事は、令和3年12月24日の竣工を目指し取り組んでいる。その後、東部の一部のすりつけ区間の改良工事、ライフラインを歩道内に埋設する本移設工事を進める予定をしている。用地取得の状況については、JR架道橋工事区間に接する東側の連続する2筆の土地の取得について、すりつけ区間の改良工事に影響もあることから優先的に交渉しており、土地所有者2名の方とは、土地の売買及び移転補償の契約をさせていただいた。その他の用地についても早期事業完了を目指し、事業用地の確保に努めたいと考えているという説明がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでしたが、委員からは、確認事項として、RPA事業についてはどのように進んでいるのかという問いがあり、令和元年度に橿原市と葛城市と共同で奈良モデルの補助事業を受け、令和2年度に採択した業者とともに、RPA、AI OCRを活用することで、子育て福祉課と協議して、保育と学童保育の関係で2つの業務のシナリオ作成を行い、令和3年度では継続した取組が進んでいるという答弁がありました。

最後に、公共バスの運行についてであります。理事者からは、令和3年4月から7月までの利用状況について、1日当たり利用者は、環状線ルート、ミニバスルートの合計で90.75人、予約型乗合タクシーが1.60人で、前年度同時期では、環状線ルート、ミニバスルートの合計で69.02人、予約型乗合タクシーが1.94人で比較すると、環状線ルートとミニバスルートで利用者数が増加している。これは、運賃無償化の取組や、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種率の向上などが要因にあったためと考えている。利用促進に向けては、スマートフォンやパソコン等を使用して葛城市のコミュニティバスの時刻情報案内を検索することができるナビタイムやジョルダンのほかに、令和3年3月末からヴァル研究所による時刻表インターネット検索も追加した。

最後に、本年度の公共交通に関する事業として、葛城市地域公共交通活性化協議会におい

て葛城市地域公共交通計画の策定に取り組んでいるが、現在、住民アンケート及び葛城市が運行する公共バス及び予約型乗合タクシーの利用実態等を把握するため、利用者アンケート調査の実施に向けた調整を進めており、9月中旬以降に、市内にお住まいの20歳以上の方を対象として2,000世帯へのアンケート調査と、実際に調査員がコミュニティバスに乘車して、バスの利用者の方へのアンケート調査を予定しているという説明がありました。

なお、これらの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から質疑がなされ、意見が出されておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 次に、厚生文教常任委員長より報告を願います。

8番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告させていただきます。去る9月3日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました3議案及び前回6月定例会より継続審査となっております請願第1号、そして本委員会所管の調査案件につきまして、9月10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、調査の概要をご報告させていただきます。

まず初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からの報告すべき事項はございませんでしたが、委員から、資源ごみや不燃ごみはコンテナに入れて出さなければならないが、年配の方にとって、コンテナをステーションまで運ぶのは大変である。手提げ袋などで少量ずつ出すことはできないのかという問いがあり、現在はコンテナで出してもらう必要があるが、高齢者も増えてきていることから、今後そのような変更も検討していきたいとの答弁がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。今回理事者からは、異物混入、食物残渣、地産地消、感染症対策の4点について報告がありました。初めに、異物混入について、6月以降は発生していないとのことでありました。次に、食物残渣については、令和元年度の実績18.78トンに対し、令和2年度実績は15.83トンと減少している。また、葛城市産の野菜の地産地消率についても、令和元年度の20.31%から令和2年度15.28%へと減少している。これは、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のために品数を1品減らして給食を提供したことが大きく影響していると考えている。最後に、感染症対策については、学校給食管理基準に基づいた調理作業や配食を行い、児童・生徒に対しては、食事前後の手洗いや黙食の徹底、食後の歓談時にはマスクの着用を守るよう指導し、感染拡大を防いでいきたいと考えているとの説明がありました。

委員からは、食物残渣の量を減らす取組として、献立名をユニークなものにして食に対する関心を持ってもらうようにしてみてもどうかなど、アイデア1つで食物残渣の量は変わるので、日々研究してほしいとの意見が出されました。

最後に、待機児童対策に関する諸事項についてであります。理事者からは、小規模保育所と認定こども園の進捗状況について報告がありました。小規模保育所については、現在、そ

それぞれの事業所から市へ認可申請を出す準備をしてもらっている。市で受理した後、令和4年3月中旬に県へ進達する予定である。開設事業所の現行の状態としては、アートチャイルドケア奈良葛城保育園は、県への設計の確認を済ませており、令和3年10月改修工事着手、令和4年1月中旬に工事完成予定である。新庄せいかナーサリーは、現在設計を進めている段階であるが、令和3年11月工事開始の予定で、令和4年2月工事完了と報告を受けている。認定こども園については、設計事務所が9月中旬に審査機関へ確認申請をする予定であり、提出から申請が下りるまでは1か月半ほど必要となる。設計の状況は、10月中旬に工事費の積算が示されるので、市としては工事を進めていきたいと考えている。

続いて、認定こども園等の建設事業実施に向けたサウンディング型市場調査について、参加のあった5事業者から、提案した案について資料を用いて報告がありました。

委員からは、サウンディング型の調査をするに当たり気をつけた点は、また、病児保育については市側から要望したのかという問いがあり、公立でやっていない事業を積極的に行ってくれるのか、そのほか、施設の内容や開園時期などの項目について聞き取りを行った。病児保育については、市内にあれば保護者の利用が考えられるため、特に質問をさせてもらったとの答弁がありました。

なお、これらの3つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されており、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告とさせていただきます。

西川議長 次に、会期中に開催されました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告をお願いします。

11番、西井覚君。

西井県域水道一体化調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

まず、本委員会については、9月10日金曜日午後3時から開催し、令和3年1月25日の水道事業等の統合に関する覚書締結や、8月2日に設立されました奈良県広域水道企業団設立準備協議会の経緯などについて報告を願いました。

この報告を受けて、委員からは、今回示された葛城市の料金・財政シミュレーションでは、一体化に参加せず単独の場合と、一体化に参加して統合した場合のそれぞれの給水原価と供給単価が、令和30年度までそれぞれ上がっていくグラフで表示しているが、一般家庭の水道料金は幾らぐらいになるかという問いに対して、一般家庭で2か月で40トン使用の場合で試算すると、令和7年度の単独での場合は約4,600円に対して、統合した場合、約6,900円になり、2か月分で約2,300円値上がりする計算になるが、一体化に参加した場合、葛城市はセグメント会計で独自の会計により値上がりが調整される予定で協議を進めているという答弁がありました。

さらに、委員からは、セグメント会計での料金と単独での料金を比べないと実際に比較で

きない。セグメント会計の詳細は、令和4年度の基本協定締結までに分かるのか。また、葛城市は協議会にどのようなことを要望しているかという問いに対して、セグメント会計の詳細等については、基本協定締結までに案ができた時点でお示しをさせていただきたい。葛城市としては、セグメント会計の期間を長くすることと、市の水道施設をできるだけ長く維持したいという要望をしているという答弁がありました。

また、委員からは、県域水道一体化に参加した場合、自己水源が持てなくなり、水道料金が上がってしまうのではないかと市民は心配されている。それらのことについて聞かれることが多いが、情報が少ない状況で答えるのが難しい。市民が安心できる今後の方向性はどういう問いに対して、長年の間で投資したものは必ず更新が必要で、いずれにしても水道料金が上がるが、行政としては、データを議会に提示して審議していただき、市民にとって有利な方を選ぶので、その点で安心していただきたいという答弁がありました。

委員からは、一体化に向けた判断をするには、今後、他市町村との比較資料や葛城市の分析資料など様々な詳細資料が必要となるので、提供していただきたいという強い要望がありました。

以上、委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておりますことを付け加えまして、県域水道一体化調査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

西川議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

9番、増田順弘君。

増田決算特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、去る9月3日の本会議におきまして決算特別委員会に付託をされました認第1号から認第10号までの10議案につき、15日から17日までの3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、認第1号、令和2年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

歳出の議会費、総務費では、葛城市議会だよりと広報かつらぎを発行されているが、いずれも一部カラーで、あとは2色刷りとなっている。カラーの訴求力は大きなものがあるが、カラーと2色刷りで経費はさほど変わらないと思うが、議会だより編集委員会では、議会だよりをフルカラー化すべき意見も出てきているが、市広報誌のフルカラー化についての考え方はという問いに対し、市広報誌をフルカラーにしても経費は変わらないと以前に言われて確認したところ、そういうことではなかった。経費が変わらずできる方法を教えていただけ

れば、対応できるところは対応していきたいという答弁がありました。

委員からは、フルカラー化で経費が全く同じでできるということではないが、効果に対し経費はさほど変わらないと思うので、ぜひとも検討を願いたいという要望がありました。

また、基幹システム番号制度対応事業に関して、マイナンバーカード普及のため、取組状況についてどのような目標達成率をされているのかという問いに対し、令和3年8月末時点、交付枚数の人口に対する割合は44.8%で、市の計画の50.7%よりまだ少ない状況であるが、確実に伸びているという答弁がありました。

この答弁を受け、マイナンバーカードの普及は伸びているが、目標に届いていない状況である。コロナ禍でこれからどのように伸ばしていく計画かという問いに対し、マイナンバーカードの普及について、市役所内で臨時窓口を設けたり、地区公民館や商業施設に出向くことも考えているが、今はコロナの関係で見合わせている。現在はそれに代わってできることとして、窓口に来られた方に声をかけ、その場で写真を撮るなどして申請につなげているという答弁がありました。

委員からは、コロナ禍が落ち着いたら一斉に動けるよう工夫して進めていただきたいという要望が出されました。

次に、民生費では、生活困窮者自立支援事業、住居確保給付事業給付費について、当初予算では5件分、100万5,000円を見込んでいたのに対し、決算額では増額となった経緯と、申請理由として多かったものはどのようなものか。また、世帯の内訳についてという問いに対し、コロナの影響により、支給対象者の拡大と支給要件の緩和という特例措置が令和2年4月に実施され、大幅な支給増加が見込まれると判断したことから、令和2年5月の臨時会において、48件分、1,103万4,000円を追加した補正予算を行った。令和2年度中は、相談件数83件、支給決定が23件、決算額が532万400円となった。申請理由は、23件のうち、コロナの影響を受けたことによる収入減が18件、自己都合の退職が5件となっている。これまでと違っているのは、コロナ前は離職や解雇による収入減のための申請がほとんどであったが、コロナ後はフリーランスやイベント関係、飲食関係の自営業の方など、コロナにより収入がなくなり、ローンや学費が払えず申請されたという点である。世帯の内訳は、単身世帯が5件、2人世帯が9件、3人以上世帯が9件となっているとの答弁がありました。

この答弁を受け、自立支援や就労支援はどのようなことを行っているのかという問いがあり、コロナが収束すれば、仕事量も回復し、収入が元どおりになる方については、社会福祉協議会の特例貸付制度や、そのほかのコロナ関係の生活支援制度を活用していただいている。それでも立ち行かない場合は、生活困窮者自立支援相談員3名で粘り強く対応し、仕事量が回復するまでは副業を勧めるなど、相談者に寄り添いながら意向を聞いて支援を行っている。相談を受ける中で、困窮されただけではなく、世帯が抱えている子育てや高齢者の問題が明らかになってくるが、そういった場合は、関係各課につないで切れ目のない支援を行っているとの答弁がありました。

次に、衛生費では、クリーンセンター改修事業におけるバグフィルターろ布取替工事1,868万9,000円と、再燃室耐火レンガ緊急補修工事704万円の契約事務の執行について、適

切な事務処理が行われていたのかという問いに対し、葛城市契約規則や契約事務の手引きに記載されている予定価格調書作成の失念や、業者選定委員会への諮問を怠る、また、工事代金の支払時期が遅いなど、稚拙な事務処理が行われていたことを確認しているという答弁がありました。

この答弁を受け、それらの行為は法令違反にならないのか、また、市としての対応はという問いに対し、葛城市契約規則が法令に含まれるかどうかは判断できないが、内部の規則等にのっとりたらない手続であることは認識している。また、工事代金の支払いが遅れたことは契約違反になると思われる。これらの件については、9月8日の一般質問で指摘を受け、同日、管財課より全職員に契約事務についての周知、翌朝には、副市長より、部長、理事宛てに、このことについて部局内職員に指導を徹底するよう、また、管理職によるチェック機能の強化を図るよう指導があった。このことについては、まず、監査委員から指摘、呼出しを受け、厳しい聴取、改善の命を受けている。また、市長から、二度とこのようなことのないよう厳しく説示されている。今回の指導により、まずはしっかりと契約規則や手引きなどを読み込み、抜け落ちた認識不足を補い、よく理解し、チェックを行っていくので更生の機会を与えていただきたいという答弁がありました。

次に、農林商工費では、令和2年度は、ウンカの影響により水稻に甚大な被害が出たため、今年の作付には、例年よりウンカ対策に係る経費が増加し、直近では、コロナの影響により米の販売価格が下がってきていると聞いているが、これまでウンカに対する葛城市独自の施策はなく、このほかにも、葛城市の農業では、鳥獣害やジャンボタニシの被害も増えている状況であるが、これらの対策を含めた葛城市の農業を守るための政策について何か考えているのかという問いに対し、非常に大きな問題と感じている。国策として農業施策をされており、地域ごとに条件が違うため、地方でできることは限られている。平たん部は住宅が増え、農業がやりにくくなっていると聞いている。一方で、山麓地帯では自然が豊かであるので、将来的にはそちらの方に農業の集約が向かっていくのではないかと考えるはあるが、強制はできないため、誘導できる政策、鳥獣害や治水の問題などを改善する環境整備は必要と考えている。葛城市は、まだまだ水稻農家が多く、田園風景は住民に安らぎを与え、地域の環境維持にも役立っているが、まちづくりは農業だけではなく、林業や商工業のバランス感覚が大事と考えている。コロナの影響で米価が下がっているとのことだが、全ての市民がコロナの影響を受けている。農業だけの支援ではなく、今後何かできることがないか考えていきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、農業は環境保全の観点からも非常に大切な産業であると考えているので、これ以上、葛城市で離農が進まないよう検討していただきたいという要望が出されました。

次に、土木費では、公園管理費の新町公園管理運営事業における芝生管理委託料の業務内容について、また、ピッチの適度な軟らかさを維持するためにどのような作業を行っているのかという問いに対し、委託契約を行っている芝生管理アドバイザーの指導の下、作業を実施している。第1健民運動場と新町公園球技場の四隅と中央の部分で土壌三相分析を行い、芝生グラウンドの状態を確認していただいている。芝生の生育状況に応じた作業を、管理ア

ドバイザーの指示により、目土散布や除草剤散布などは業者委託により実施をしているが、コア抜きやエアレーション、芝刈りや枯れ芝除去などは職員で行っているという答弁がありました。

また、令和2年度の新町公園の使用状況はという問いに対し、第1健民運動場については年間256回、新町公園球技場については年間56回、それぞれ使用されているとの答弁がありました。

委員からは、新町公園の管理には約2,000万円の経費がかかっているもので、サッカーをするためだけの公園ではなく、多くの市民が利用、供用できるような方法も考えていただきたいと要望がありました。

次に、消防費では、消防団運営事業で、水防の装備が十分でないという声を消防団から聞いたが、どのような状況かという問いに対し、水防の装備については、購入に対し国の補助制度もある。装備の購入については消防団と協議して進めているが、購入しても訓練しないとすぐに使えないものもある。今後は装備の訓練メニューがあるので、消防団に訓練に参加していただいて、積極的に活用できるような形で装備の計画をしていきたいという答弁がありました。

また、感震ブレーカー設置補助金の内容と申請者の推移はという問いに対し、地震時の電気火災防止のため、感震ブレーカー設置に対し費用2分の1補助を1回限りするもので、限度額は、簡易型が3,000円、後付け型が1万円、内蔵型3万円となっている。申請者は、平成30年度が7件、令和元年度13件、令和2年度16件と年々増加傾向で、本年度も既に10件の申請をいただいているという答弁がありました。

委員からは、減災・防災の観点で大切な部分だと思う。新築住宅等で人口も微増になっているが、住宅業者とも連携しながら、更に普及につながるようにしていただきたいという要望がありました。

次に、教育費では、今現在の葛城市内の学力はどのように把握をされているのかという問いに対し、学力を全国的に比較するのは難しいが、今年度、2年ぶりに全国学力・学習状況調査が行われ、2教科だけの学力調査だったが、小学校は国語と算数で奈良県平均を少し超えている程度、中学校は国語と数学で奈良県平均を少し下回った状況である。今回の調査は学力の一部であり、それだけでは判断できないが、おおむね奈良県平均かそれ以上と考えているという答弁がありました。

さらに、委員からは、奈良県の学力は全国的には下の方だが、上げるための方策はという問いに対し、奈良県の子どもたちは、学力とともに学習意欲が低いと言われているが、いかにして学習意欲を高めるかということでもいろいろ取り組んでいるが、このたびの1人1台タブレット端末の導入で学習意欲を高める1つの機会を与えていただいたので、それらを活用して取り組んでいきたいという答弁がありました。

また、図書館のブックスタート事業について、内容と利用者はという問いに対し、ブックスタート事業は、健康増進課の4か月健診時にお話ボランティアの協力の下、実施している。絵本を活用しながら赤ちゃんと保護者がコミュニケーションを深め、楽しいひとときを共に

過ごすことを目的としている。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、図書館員とお話ボランティアは参加せず、健康増進課を通じて、ブックスタートの資料と赤ちゃん絵本の配布を277組に行ったという答弁がありました。

歳入では、使用料及び手数料の幼稚園預かり保育利用料233万5,600円の内容についてという問いがあり、令和2年度から市内の公立幼稚園5園において、共働きなどを理由に子どもを預けることができる預かり保育を実施したことに伴い、利用された保護者からいただいた保育利用料である。内訳として、利用時間が4時間以内の利用が5,155件、夏休みなど利用時間が4時間を超える利用が342件あり、全園児377人のうち203人が利用されているとの答弁がありました。

この答弁を受け、その保育利用料は無償化の対象にならないのかという問いに対し、この預かり保育については、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援法により、共働きあるいはシングルで働いておられる世帯については、限度額の範囲内で無償となるが、この預かり保育利用料については、国が示す償還払い方式で運用している。歳出で、教育費の幼稚園管理費、子ども子育て支援事業の施設等利用給付費として、対象者91人に対し、預かり保育無償化分として182万1,758円を返しているという答弁がありました。

また、雑入で受け入れている、葛城広域行政事務組合解散に伴う返還金2億4,000万円と、旧町時代における未処理金約1億8,000万円の使い道はという問いに対し、使い道については今後検討していきたいと考えているため、令和2年度では、財政調整基金に積み立てているとの答弁がありました。

次に、総括質疑では、葛城市の財政健全化判断比率と経常収支比率の奈良県内12市における位置づけは、また、安定した財政基盤の確立に向け、より一層の財源確保が必要と考えるが、今後の財政運営に関する取組はという問いに対し、令和元年度の実績で、財政健全化判断比率のうち、実質公債費比率については県内12市の中4位、将来負担比率については5位となっている。また、経常収支比率については県内12市中6位である。今後の財政運営については、長引いている新型コロナウイルス感染症の今後の動向を注視しつつ、地方創生、人口減少対策、企業誘致等は継続的に取り組み、公共施設やインフラ整備の長寿命化など諸事業の財源については、起債と償還のバランスを考え、有利な起債を活用し、国や県の補助金のみならず、新たな財源確保に向けた方策を模索しなければならないと考えている。また、今後、今以上に財源の硬直化が進まないよう経常経費の削減を行い、できるだけ基金を取り崩すことのない財政運営を行っていかねばならないという強い思いも持っているところであるという答弁がありました。

別の委員からは、予算の執行に関し、事業の繰越しや予算の流用については、必要なものは仕方がないが、なるべく流用しないように特に注意をしていただきたい。また、契約事務の執行に関しては、法令等を遵守し、適切な事務執行に努め、葛城市の将来を見据えた計画的な市政運営を行ってほしいと要望がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

た。

次に、認第2号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、前年度と比較して、国民健康保険の世帯数、被保険者数は減少しており、歳出の保険給付費についても減少してきているが、県単位化に伴う奈良県に納付する国保事業費納付金が前年より増額になっている理由はという問いに対し、令和6年度の県単位化の推計保険税率を目標値として、葛城市は激変緩和措置を受けながら毎年段階的に引き上げる計画として税率改正の見直しを行っているが、納付金の増額に関し、保険税相当分に大きな変更はなく、財政安定化支援分で114万7,000円と、保険者支援分で約204万7,000円の増額が主な要因であるという答弁がありました。

また、令和2年度は、1億円を国民健康保険の財政調整基金に積み立てられているが、現在の基金残高は幾らになっているのか。また、1億円を基金に積み立てて、なお約1億6,000万円が繰越しされているが、その使い道は。なぜ基金に積立てしないのかという問いに対し、財政調整基金の令和2年度末の残高は2億54万4,183円であるが、令和3年度の予算は、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、税収を算定した結果、歳出予算額に対する歳入不足となっている。先行きが不透明な状況なので、税率をこれ以上上げるより、不足分が出た場合、財政調整基金からの繰入れにより補てんする予算としている。今後、保険給付費に係る翌年度精算に伴う返還金等があるため、繰越金として決算しているが、市長とも相談した上で、繰越金を保持しておくのではなく、基金への積立てについても考えていきたいという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第3号、令和2年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、令和2年度は、第7期の計画の最終年度だが、コロナの影響でどのような状況になったのか。また、令和3年度に入り第8期の計画で、まだコロナが収束していないが、変化があるのかという問いに対して、令和2年度は、第7期の計画の3年目で、基金の積立ては予測していたよりは多くなっていて、保険給付費の伸び率も例年よりは抑えられている。これらについては、コロナの影響で市内4か所のデイサービス事業所が一時期利用休止になったり、通所介護やデイサービス、訪問入浴介護、通所リハビリテーションの増額率が前年より下回っており、利用控えがあったのだと考えられるが、今後の感染症に対する市内事業所の対応については、感染症対策のマニュアルを遵守しながら日々の業務に当たっていただいております。長期間停止した事業所はなかった。また、地域支援事業についても、計画値に対する実績が下回り、いきいきヘルス事業がコロナ禍の影響で中止になったり、誰でもできる水中運動教室や認知症予防教室も縮小を余儀なくされた。現在もコロナが収束していない状況だが、感染症対策を取りながら事業を進めているという答弁がありました。

委員からは、介護予防に力を入れていただいても、コロナの影響を受け後退してしまう状況にあるが、必ずリバウンドが来ることを予測しておかなければならない。高齢者が元気になるような方策を考えていただき、今年度も事業の推進をお願いしたいという要望があ

りました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第4号、令和2年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、地方創生臨時交付金事業費約718万円の内容についてという問いに対し、学校給食関連事業者等応援事業補助金は、令和2年4月、5月分の給食が実施できなかったことによる食材キャンセル料として納入業者に支払った。そのほか感染拡大防止事業として、学校給食センター来所者用の手指消毒液を購入した。また、給食配膳時感染予防対策事業としてビニール手袋を購入し、各学校、幼稚園に配布した。さらに、給食費保護者負担軽減事業として6か月間の給食費の無償化を行い、葛城市立の小学校、中学校、幼稚園について給食費の減免を実施、葛城市立以外の私立の小・中学校、幼稚園に在籍する児童等の保護者に対しては、給食費相当分を補助する形で実施したという答弁がありました。

賛成の討論があり、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第5号、令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第6号、令和2年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第7号、令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第8号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、保険料と医療給付費の推移についてという問いに対し、保険料については、令和元年度が3億4,330万8,100円で、令和2年度が3億7,786万2,382円となっている。医療給付費については、総額で、令和元年度が44億4,927万7,578円で、令和2年度が43億1,275万8,410円となっているという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第9号、令和2年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、土地開発公社への貸付けを含め、葛城市水道事業会計の現金資産は幾らあるのかという問いに対し、土地開発公社への貸付金の残金は2億6,750万円、令和2年度末、現金として所有している額は15億4,051万5,205円であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

最後に、認第10号、令和2年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、業務の予定量について、当初予算で見込んでいた数値から有収水量の増加に伴い補正しているが、決算では幾らになっているのかという問いに対し、令和2年度中に予算

オーバーとなる伸びを示していたため増額補正を行ったが、二、三か月のうちに収束し、結果として、有収水量は約377万1,000立方メートルに落ち着いた。下水道使用量の内容として、一般排水が前年度に比べ12万1,000立方メートルの伸び、中間排水と特定排水については、横ばいか微減となっている。一般排水の伸び率については、コロナで在宅者が多くなっていること、逆に中間排水と特別排水については、工場の稼働が止まっていたことが影響しているのではないかと推測しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、決算特別委員会のご報告とさせていただきます。

西川議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 私は、認第1号、令和2年度葛城市一般会計決算の認定について、不認定の立場から討論いたします。

その理由について述べます。議会における決算審査の目的は、歳出においては、予算の目的どおりに適法適正になされているか。そして、その成果が十分達成できているかを確認することです。具体的には、支出が適正適法になされているか。不用額は、妥当であるか。予算の流用が適正になされているか。予算執行が計画的になされており、公共施設の整備が計画的になされているか。公共施設が十分活用され、管理されているか。福祉対策が十分に効果を上げているか。そうしたことを、予算の目的に従って、効率的、効果的に執行されているかについて審査をまいります。

さて、本定例会の決算特別委員会において、令和2年度葛城市一般会計決算を審査いたしました。決算審査の目的に照らして、決算特別委員会で審査を行ってきまされたけれども、私は、次の3点において、この決算を認定することができないと考えるものであります。

1つ目は、先ほどの委員長報告にもございましたけれども、クリーンセンターの諸事業において、不適正な契約事務処理が明らかになったことであります。業者への支払いが、法律で定められている期間内に支払われていない。これは、政府契約における、支払遅延防止法に反した行為であります。同法は地方自治体にも準用されます。また、この法律に基づいて契約をいたしますから、先ほどの委員長報告にもありましたように、契約違反の支払いになる、そうした疑いが出てくるわけであります。問題は、この支払いに関わる起案書、いわゆる稟議書でありますけれども、担当者から最終の決裁権者まで押印があることであります。

つまり、請求された日から40日、あるいは30日と法令に定められた期限を超えて支払い希望日が設定されている。そのことに対して、全ての段階でチェックができていないということが明らかになったわけであります。しかも、こうした起案書は複数ございました。つまり、支出が本当に適正になされているかという点において、明らかにそうでない事務が行われていたことが明らかになったわけであります。

また、不適正な契約事務処理はこれだけではございません。これは梨本議員の一般質問で明らかになり、新聞記事にもなって、市民の知るところとなりましたことでもありますけれども、クリーンセンターの入札契約事務において、予定価格調書の作成で大変不適正な記載がございました。予定価格調書は、入札契約における上限価格である予定価格を決裁権者が決定するもので、入札契約において重要な調書であります。この予定価格調書には、予定価格及び税抜きである予定価格の比較価格及び最低制限価格の税抜き価格である最低制限比較価格を書くようになっております。工事請負契約以外は最低制限価格については必要ありませんから、本来空欄であるべきところが、ここに金額が記載されている書類がたくさん出てまいりました。しかも驚くべきことに、最高上限価格の予定価格と同じ金額の最低制限価格、いずれも税抜きでありますけれども、全く同じ価格が書かれているわけであります。そうした予定価格調書がたくさん出てまいりました。

皆さん、予定価格というのは、上限価格であります。これを超えると、入札あるいは見積りを出した業者は失格となります。最低制限価格は、これ以上下がってはいけない価格であります。それ以下の価格を出した業者は失格となります。ところが、この上限価格と下限価格が一致した予定価格調書、一体これは、価格は1つしかないわけです。そもそも入札や見積り合わせに全くなじまない調書であるわけであります。こうしたものに決裁権者が捺印してある。市長、部長、所長のそうした決裁をした予定価格調書がたくさん出てきた。これは明らかに不適正な入札契約事務処理ではないでしょうか。地方自治法にも反するものだと私は考えます。こうした不適正な事務処理が明らかになった、このことが不認定の1つの理由であります。

民間企業が収益を上げるのは、自由な契約によるものであります。顧客は、満足がいかなければほかの企業と契約をする。しかし、行政はどうでしょうか。予算の原資は国民、市民の税金であります。自由な契約ではありません。国民は納税義務を課せられて、支払わなければ財産を差し押さえられます。強制的に徴収されるわけであります。ですから、税の支出に当たっては、国民、市民の代表たる議員が、議会において予算を議決しなければ、一つも執行できないわけであります。例外はありますけど、基本的には執行できない。さらには、その執行においては、国民、市民の代表たる議員が議会で決定した法令、また、その法令に基づく規則に従って適正に使うことが、これは公務員に課せられた義務であります。したがって、こうした不適正なことがあれば、議会としてしっかりチェックをして、本当に国民の税金が、あるいは市民の税金がしっかり使われているかどうか。これが決算審査の主な目的でありますから、私は、こうした不適切な事務があったことについて、議会が不認定にするのは当然だと考えます。

不認定になったとしても、予算の議決と違いますから、行政が遅滞するということはありません。不認定にした場合には、地方自治法第233条第7項に基づいて、普通地方公共団体の長は、決算の認定に関する議案が否決された場合においては、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。つまり、不認定にすることで、行政は不適正な事務について調査し、そしてそれが再び起きないように措置を取った上で議会にも報告し、さらには市民に広報で知らせる、そうしたことができるわけであります。新聞記事を見て、市民の方々が、一体何があったのか、大変疑問に思っておられます。ですから、議会が不認定にして、そして、きちっと地方自治法に基づいて広報をきちっとされる。そのことが私は、住民が市政に対する信頼を回復する手段になると考えます。

2つ目の不認定の理由であります。公共施設が十分活用され、管理されているかについてであります。令和2年度葛城市一般会計決算において、社会教育費が当初予算から年度途中で1億2,800万円余り減額補正されました。そして、決算においては更に2,200万円余りの不用額が出ております。社会教育費の中には、内訳ですけれども、公民館費、文化会館費、歴史博物館費、体育施設費を含んでおります。それらが当初予算から大きな減額となりました。それは、コロナ対策として葛城市が、長期間の閉館、施設を使用禁止としているからであります。もちろん、緊急時には閉めることがあるでしょうけれども、今、奈良県内の市町村においては、多くの市町村、葛城市以外の市町村は、コロナ対策をしっかりとって、市民に社会教育活動や体育活動に施設を提供しております。学校も、文部科学省は通知しておりますとおり、地方自治体ではできるだけ休校措置を取らないようにして、コロナ対策をしっかりとって教育活動を維持することを求めていますし、政府も、緊急事態宣言にありましても、イベントなどにつきましては、指針を出して、そして、イベントなどの開催も認めております。葛城市だけが閉館、閉鎖の基準も市民に示さず、市民の納得も得られないまま、公共施設の使用を禁止して、それを続けておるわけであります。私は、市民が必要としている社会教育活動の施設を提供するのは行政の責任だと考えます。予算執行の観点からも、十分な公共施設の利用が図られていないと考えますので、決算の不認定に値すると考えます。

3つ目であります。予算が適正に執行されたかということであります。また、その効果を上げているかということであります。入札契約適正化法及び同指針に基づく入札契約の適正化を図るため、第三者委員会である入札監視委員会の設置のための予算が、令和2年度葛城市一般会計予算に計上されました。これは道の駅かつらぎ建設事業において、多くの入札契約、不適切な事務が発覚した、その調査に基づいて、再発防止のために、入札契約を法に基づいて、第三者委員会である入札監視委員会を設置する。そのことを令和2年度の予算で予算計上したわけであります。ところが、これが執行されずに、今日まで第三者委員会である入札監視委員会はできておりません。未執行になっているわけであります。公共調達における入札契約は、先ほど述べましたように、国民の税に基づく予算を執行するに当たり、よいものを安く調達するために、入札契約事務について法令規則で定めております。その法令に従って、競争性、透明性、公正性、公平性のある入札契約事務を行うことを第三者の立場で

監視するのが入札監視委員会の仕事であります。奈良県では12市中5市が既に設置しており、弁護士や公認会計士が委員に任命されております。なぜ入札契約改革が重要であるか。この決算に具体的に示されている数値を挙げて、一例を挙げたいと思います。コロナ禍で子育て世帯の家計を支援するために、先ほどの委員長報告にもありました、令和2年度には、幼稚園から中学校まで給食費を半年間無償にいたしました。その費用が約8,800万円であります。小学校1年から中学校3年まで9学年あるとすれば、1学年の給食費を半年無償にするのに約1,000万円足らずであります。1年間とすれば、2,000万円足らずあれば、1学年の給食費が無償にできます。

さて、令和2年度に契約が切れる資源ごみ等収集運搬処理業務委託料は、随意契約で非常に高額であるという批判があり、一般競争入札を実施いたしまして、令和3年度からは、毎年、年間約7,500万円ほど減額する競争入札で落札となりました。つまり、入札契約改革あるいは競争性を持つことによって7,500万円も年間減額することができているわけであります。そうすれば中学校3年間、給食費は無償にできる金額が、こうした入札を適正にやることで減額できるんです。浪費を避けることができるんです。私はこのことを常々言ってきたわけであります。入札契約を、よりよいものを安く調達するという目的に従って、法令規則を守って公共調達を行えば、浪費を抑えて新たな住民福祉の施策を進める財源ができてまいります。このたびの令和2年度葛城市一般会計決算におきまして、当初予算に計上されておりました第三者委員会である入札監視委員会が設置されずに不用となったこと。これは大変遺憾なことだと私は考えます。

以上の3つの理由から、令和2年度葛城市一般会計決算を認定すべきでないとは私は考えます。行政を監視する議会として当然なすべきことは何か。こうした不適切なことが見つければ、不認定にして行政に説明責任を果たさせる。これは地方自治法にあることでありますから、ぜひ議員の皆さんの賛同を求めることをお訴え申し上げまして、私の反対討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村優子君。

川村議員 私は、認第1号、令和2年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今年度の決算の特徴は、新型コロナウイルス感染症対策により、葛城市政において過去最高の決算額となりました。歳出総額209億5,736万3,338円で、令和元年度が145億9,556万5,616円なので、63億6,179万7,722円の増、伸び率で言いますと、43.6%の増となりました。歳出では、特別定額給付金事業費で総額37億5,759万円、地方創生臨時交付金事業費で総額2億3,072万円、子育て世帯臨時特別給付金事業費とひとり親世帯臨時特別給付金事業費で1億2,410万円、全戸配布されました不織布マスク購入、その他にも、ワクチン接種事業関係など、新型コロナウイルス感染症に係る事業が大きく通常の年度とは違う決算となりました。現在においても、新型コロナウイルス感染症は収束していないことから、今後におきましても、感染防止対策及び生活支援等を効果的に実施していただくことを望むものでありま

す。このような情勢の中においても、安心・安全なまちづくりとして、屯所の建替えや自己負担なしの高齢者インフルエンザ予防接種など、また、教育関係では、GIGAスクール構想による学校情報化推進事業及び校内通信ネットワーク推進事業などがあり、また、新庄中学校のトイレ改修など、教育の面にも力を入れた決算でありました。

本決算においては、財政調整基金を取り崩すことなく、約4億円の積み増しがありました。これは葛城広域行政事務組合の解散に係る返還金と未処理金の合計が約4億2,000万円であることから、実質的には若干の取崩しであると思われます。また、地域振興基金の取崩しが続いていることも、今後の葛城市の財政については不安に感じるところであります。また、ほかの施設関係においては、高額な空調設備の入替えや修繕などの工事が多数あったことから、長期計画を見据えた施設の最適化や長寿命化を計画的に実施していただくことで経費の節減に努めていただくことを望むものであります。

次に、歳入面に目をやりますと、市税の収納率は、昨年度と比較して0.35ポイント上昇し、努力された形跡を見ることができますが、まだまだ改善の余地があると思われます。企業誘致を進め、引き続き、税収の確保、また財源の確保にご努力をお願いしたいものであります。また、経常収支比率や実質公債費比率などの財務指標は、全国的には下回る奈良県内での比較はあまり参考になりませんので、全国レベルでの平均的な数値に近づけるためにも、更なる行財政改革が必要と考えます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴い、市政におきまして、市民の安全・安心の確保のために、相当な仕事量が増え、感染防止対策には全職員が一丸となり努力されてこられたことにつきましては、本当に評価をさせていただきます。しかし、本来の業務に対し不備な点も指摘されました。今後は改善に向けて、原点に立ち返り、一日も早く、元の元気のある葛城市に戻していただくことを、そのためにより緊張感を持って業務に当たっていただきますようお願いをいたします。

最後に、今後も、より市民が安全で安心して生活が営めるように、また、職員が市民のために生き生きと働ける、そのような葛城市になるよう、そのために有意義な財政運営を目指していただきますことを要望させていただきます。私の賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

10番、岡本吉司君。

岡本議員 認第1号、令和2年度葛城市一般会計決算の認定について、私、反対の立場で討論を行います。

私は、今回の決算特別委員会におきまして、いろいろと質問させていただきました。特に事務処理、入札契約について質問いたしました。理事者側の皆さん方には、改めるべきは改める、あるいは職員に再度、事務処理の研修を行う等の前向きな答弁をいただいたわけでございます。しかし、クリーンセンターの工事請負契約、納得できる答弁が得られませんでした。本当に適切に処理がなされたのかどうかということを疑問に感じております。

谷原議員の方から、法的な根拠で反対討論されました。私は、具体的な内容について討論していきたいと思っております。まず、クリーンセンターのろ過式集塵機、バグフィルター取替工

事であります。工期につきましては、令和2年7月20日から9月30日までの工事期間となっております。引渡しは同年9月16日、市の検査は同年10月1日、検査前に焼却炉の運転稼働をしておるわけでごさいます、なぜ、急いで運転をするのかということでごさいます。工事代金の支払いでありますけれども、検査完了日が10月1日、支払いが翌年の令和3年5月26日となっておりますわけでごさいます。工事請負契約書には、検査完了後40日以内に支払いすると明記をしてあるわけでごさいますけれども、今回の支払いにつきましては、40日余り超えておるということでごさいました。クリーンセンターの焼却炉、運転管理の長期契約についてであります、プロポーザルの応募期間、令和2年9月3日から25日までで2者の応募がありました。1者は失格ということでごさいました。見積り提出期間、令和2年9月24日から27日の間でありまして、1者見積り、令和2年10月2日に、川崎技研に落札結果の通知を提出されております。長期契約の中には、運転業務、修理代金、電気代等々が含まれておるわけでごさいました。なぜ急いで工事する理由があったのか、不明確であると思ひます。また、バグフィルターの取替工事、4年に1回と聞いておるわけでごさいますけれども、今回の工事、3年半で工事を実施されておる。なぜこの時期に工事をされたのか、明確な説明がなかったということでごさいます。

次に、再燃焼炉の耐火レンガ剥離による補修工事であります。令和2年12月21日に、耐火レンガが剥離したということが判明をいたしました。その日に修理箇所の調査、見積り依頼、同日提出されたが、内容を精査し、再度翌日、同年12月22日に見積書を受理した。そこで施行伺、随意契約伺、工事の着工、急ピッチで進められた。工事の内容、見積り、チェックできる時間があったのか。業者に一任した状態ではないのかというふうと思ひられます。また、工事期間であります、令和2年12月22日から令和3年1月29日までの39日間の工期であります。ところが、工事の完了日、12月27日、僅か5日間で工事が終了しておるわけでごさいます。この間の説明では、足場を組む時間もありませんということ、本当に修理工事ができたのかどうか。工事完了日、12月28日より炉の運転を稼働しておる。耐火レンガにつきましては乾燥期間が必要ではなかったのか。工事引渡しにつきましては、令和3年2月10日、市の完了検査後、同日です。これも完了検査なしで炉の運転をされております。当初、炉は2基設置してあるわけでごさいます、もし、故障した場合につきましては、1基で対応できる。そういうふうな設計で造られておるというふうと思ひております。また、工事費の支払いであります、同年5月17日、市の完了検査日から90日以上たって支払いをされておる。先ほど谷原議員からも話ありましたけれども、予定価格が定められていない。工事契約金額704万円。この金額が妥当な金額か、詳細な説明がありませんでした。当初予算の問題であります、当初、工事請負費2,640万6,000円。説明では、ろ過式集塵機、ろ布の取替工事とその他、こういう説明があったわけでごさいます。その結果、バグフィルター取替工事費1,868万9,000円、予算残額771万7,000円、再燃焼炉耐火レンガ剥離修理工事704万円、予算現額に合わせた契約金額ではないのかというふうと思ひておるわけでごさいます。このようになずさんと言うべき事務処理がされておると言わざるを得ないというふうには思ひております。

このような状況で、葛城市において、公文書のガイドライン、設けられておるのか。私の総括質疑で質問いたしました。答弁が得られなかったわけでごさいます。本当に策定されているのか。もし、策定されていなかった場合は、早急に作成して、職員に対する懲罰も視野に入れながら、毅然とした対応をお願いいたしたいというふうに思います。

今回の令和2年度一般会計決算認定につきましては、賛同できる部分が多く含まれておるわけでごさいます。この決算につきましては、市政全般に及ぶ決算であります。この中にクリーンセンターの工事費が含まれておるといことで賛同をしかねますといことでごさいます。

これ、私ごとで申し訳ないんですが、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。私は今回で議員の任期が満了いたします。12年間の長きにわたり、市長をはじめ職員の皆さん方には大変お世話になりました。本当にありがとうございました。これで終わらせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

5番、松林謙司君。

松林議員 認第1号、令和2年度葛城市一般会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和2年度一般会計決算につきましては、歳入総額211億8,846万6,000円に対し、歳出総額209億5,736万2,000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いて、実質収支は8,895万3,000円であり、黒字決算となっております。

まず、歳入面におきましては、市税確保のため始められたコンビニ収納も定着しました。また、収納対策にも力を入れていただいた結果、滞納繰越分では、前年度より7.02%の増、現年分において0.21%の減となっておりますが、市税合計では0.35%増と着実な成果を上げておられることは評価をいたします。また、歳出面におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る対策が大きく、給食費の助成、アクリルパネルや手指消毒液の配布等、独自事業にも力を入れていただきました。このようなコロナ禍においても、国の補助金や有利な起債を利用した二酸化炭素排出抑制対策事業や屯所の建替え、緊急浚渫推進事業等、安心・安全な葛城市を目指す姿勢がうかがえた決算となりました。しかし、これまでからも指摘されている繰越事業、特に契約繰越しでない事業が多く、国の施策に伴う事業を除き、会計年度独立の原則からも、年度内に事業を完了していただくことを要望しておきたいと思ひます。

今回の決算特別委員会や一般質問で問題となりました契約事務について、研修等、職員一人一人が確実に理解し、今後は的確な事務処理ができるよう対策を講じていただくようお願いをいたします。今後も市民が安心をして暮らせるまちづくりのための諸施策の推進に取り組んでいただくことはもちろんのこと、効率的で質の高い市政運営の実現に向け、歳入面では更なる財源の確保に努められ、基金の取崩しをせずに積み増しできるよう、また、歳出面では、事務事業について精査されるなど、将来を見据えた計画的な財政運営を推進し、健全な行政運営に取り組まれるよう願うものであります。

以上により、本決算においては、認定すべきと判断できる内容であると申し上げ、賛成討

論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 認第1号、令和2年度葛城市一般会計決算の認定について、私は不認定、反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそも令和2年度当初予算については、令和2年の3月議会においても、激しく議論が交わされ、賛否が分かれた予算でございました。予算特別委員会におきましては、市道新町・柳原線改良事業に該当する予算を減額する修正案が可決されましたが、本会議において否決、修正のされていない市長提出の原案も否決されました。その後、原案が一部の修正もされることなく再議に付され、会期を延長してまで議論し、最終的には僅差での原案可決となりました。私は、予算特別委員会において、ごみ焼却施設運転管理委託料の一部を減額する別の修正案を提出いたしました。しかしながら、その修正案は委員会にて賛成少数で否決となったため、本会議では原案の採決を退席いたしました。

このように、令和2年度予算は、議員の賛否が分かれたまま議決されたものであり、当然、議員全員がその視点を持って今回の決算特別委員会にも臨んだはずで、市民の注目も高かったのではないかと考えております。そして、どのような審議を経たとしても、予算を議決した場合、その説明責任は議会にあり、執行責任は市長にございます。私も、今回の決算は、市長がその執行責任を果たせていたかの視点から注視させていただきました。結論を申し上げますと、全ての事業においてそうではございませんが、一部の事業において、果たせていなかったと判断せざるを得ない、そう考えるため反対させていただきます。

その事業とは、先ほど谷原議員、岡本議員からも指摘がございましたが、4款衛生費におけるクリーンセンターに関わる事業費でございます。先ほども述べさせていただいたように、私は、昨年予算特別委員会において、ごみ焼却施設運転管理委託料の一部を減額する修正案を提出いたしました。この委託料においては、それまで私が指摘し続けていた1者随意契約が見直され、一般競争入札が採用された結果、委託料は大きく減額されました。これについては、地方自治法第2条第14項、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。このことを担当部局において実践、努力してくれたものとして大きく評価しております。しかし、令和2年度のクリーンセンター事業は、これだけではございません。一般質問でも指摘したように、ほかの事業においては、最少の経費で最大の効果を挙げることは到底言い難いと考えています。私は、令和2年度の予算特別委員会で修正案を提出した際、積算根拠自体をもう一度しっかりと見直していただきたい、このように発言いたしました。そして、議論の中においては、契約のあり方について十分な検討をされているのか。例えば、見積書そのままの金額で1者随意契約をされているというのであれば、市民に対して随意契約を結ぶ説明ができない。その業者にしかできない事業であっても、ほかの市やほかの業者の情報を入手して交渉するなど、担当部局が努力してコストを抑えていく努力をしなければならない。こういった趣旨で発言したと記憶しています。これは当然、1つの契約に関するだけでなく、全ての契約に共通することです。にも関わらず、令和2年度の

クリーンセンター事業においては、1者随意契約で、予定価格と最低制限比較価格が同額、しかも、予定価格調書作成の段階からそうされているものが多数あると判明いたしました。これで本当に最少の経費で最大の効果、有利な価格によって契約を締結すべきという普遍の大原則は守られていたのでしょうか。

さらに、その契約事務においても、必要な書類が作成されていない、必要な手続が踏まれていないなどが浮き彫りになり、決算特別委員会にて複数の議員から指摘も受けています。少なくとも、決算特別委員会を拝見した限りでは、私には、契約事務における疑念は払拭できませんでした。特に、予定価格調書の自筆署名や、1者随意契約で予定価格と最低制限比較価格を同額とすることなどについては、執行部の説明だけでは不十分だと感じています。近隣の市町村ではどのような契約事務を行っているのか、国や県などの指針と合致しているのかなど客観的な視点が入らなければ、本質的な問題解決には至りません。

一般論としてお伝えさせていただきますが、組織を本当によくするためには、問題があれば、非を認めて、その根本的原因を追求し、改めることが必要です。そのために、トップには血を流す覚悟が求められることもございます。あくまで一般論でございますが、不都合な事実をごまかしたり、隠蔽したりしては、組織は決してよくなり、かえって悪影響を及ぼします。過去に不適正な契約事務が起きたことを教訓とするなら、葛城市職員には、疑念すら持たれない仕事を心がけてほしい。そのように心から願っております。強力な調査権を持つ司法や百条委員会とは違い、議員個人には調べる限界がございます。今回の答弁を聞く限り、今後の予算や決算の審議においては、議員が正確に判断できるよう、議案によっては公聴会や参考人の活用を図るなどして、専門家の意見を聞くことも必要ではないか。このように考えさせられました。

以上、昨年の予算特別委員会にて修正案を提出してまで指摘したことが生かされていなかった。こう判断したため、認第1号、令和2年度葛城市一般会計決算の認定を反対させていただきます。議員皆様のご賛同を得られますよう、よろしくお願い申し上げます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 令和2年度一般会計決算の認定について、私は賛成の立場で討論させていただきます。

この4年間、私、議員やらせていただいて、最後賛成の立場なんですけれども、気になることございます。前の総括でも申し上げましたけれども、決算でこれだけ市民の皆さんの税金を使って、これだけのことをやっていただいて、これを先ほど梨本議員もおっしゃいましたけれども、最少の経費で最大の効果、これが、僕、どうやるべきなのか。今あるもの、例えばホームページなりとつくっていただいたんですけども、これを最大限の効果にするためにどういったアイデアを出していくのか。正直なところ、この動きが少ないように感じております。ホームページに至っても、市民の皆さんがどんな情報を吸い上げるために見てはるのか、アクセス数はどうなのか。電子図書もつくっていただきました。これもホームページにバナーを貼ったらいいと思うんです。こんなん始めましたと。そのバナーに対して、例えば電子図書を読んだ人が感想文を載せられるページがあったり、友達に面白いよとアナウンスでき

るような、そういった工夫が、なかなかアイデアが見当たらない。でも、これを今後生かして、僕もいろいろ考えたりもするんですけども、僕1人のアイデアなんか知れてますので、職員の皆さん一丸となって、1つ1つアイデアを出していただきたいと思います。

あと、山麓公園、今やっけていただいております公園遊具。昨日も、若いお母さんに、今、山麓公園へ行ってきて、遊具をつくってもらえるねんな、楽しみやわと言われて、すごく僕プレッシャー感じまして、今、結構、遊具入ってるのに、もっとええ遊具が入るのみたいに言われて、1人でプレッシャーを感じてるんですけども、昨日も僕、さんざん言いまくってきて、楽しみにしてはる人、結構いてはるんです。いつも決算、予算のときに公園管理費と、それは確かにお金かかっていくのも問題なんですけど、盛り上がれば文句は出ないと思うんです。だから、山麓公園を葛城市の目玉にするぐらいに、ホームページをたたいたら、お勧め公園、1番に出てくる。それぐらいの意気込みを持って、「できた、やった」ではなくて、できて、これをどう活用していくのか。それを今後、皆さん、僕も考えられることは考えたんですけども、今後、理事者の方々に、アイデアは無料なので、別にお金かけてやらんでも、アイデア1つ出したら変わることは多いと思うので、これが僕、4年間すごい気になったことなので、任期前なので、最後に言わせていただきます。

あともう一つ、決算の賛成討論とは違うかもわかりませんが、コロナの関係とかでもそうなんですけども、お金を使ってこういったことをやっていただくのは分かるんですけども、もっと本当に困ってる方々の声をどうやって吸い上げるのか。そういった動きをもうちょっと持っていただきたいと思います。困ってない人は困ってないんです。困ってはる人を助ける。そういう行政を目指していただきたいと思います。生意気なことを言いますが、市長を先頭に、そういったアイデア、無料でできること、例えば、先ほど言ったみたいに、困っている人たちの声をどうやって集めるのかというのも、お金かかるかもわかりませんが、でも、そういうことをアイデア1つで解決できような、そんな葛城市、前進できる葛城市にさせていただくよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、認第1号は認定することに決定いたしました。

日程第2、認第2号について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 それでは、認第2号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、私は不認定の立場、反対の立場で討論いたします。

国民健康保険税は、奈良県国民健康保険県単位化によって、県統一保険水準に向けて、葛城市民の国保加入者の方々、被保険者の支払う保険料は、1人当たり約8%、毎年引き上げられる、令和6年度まで引き上げられるという過程にあります。県単位化になるまでは、葛城市の国保税は、奈良県内12市中最も安く、県内でも3番目に安い国保税でありました。その理由は、一般会計から毎年平均1億4,000万円繰り入れて国保税を押さえていたこともありますけれども、葛城市に総合病院などがないこと、医療給付水準が大変低くて、葛城市の国保加入者の方々の1人当たりの医療費、かけるお金が少ないので、そのために国保特別会計が、その点で支出が抑えられて国保税が安かったということがございます。

令和元年度の奈良県1人当たりの医療費において、現在も葛城市は県内39市町村の35番目なんです。つまり、葛城市の国保加入者の方々の医療給付水準は大変低い。しかしながら、奈良県国民健康保険の県単位化という広域化によって、葛城市の国保加入者は、統一保険料の水準の国保税を負担しなければならなくなっております。現在の奈良県の制度では、医療費の給付水準が反映しない国民健康保険制度を奈良県は取っております。これ、私は、大変インセンティブの働かない、不公平なやり方と考えます。そうした制度を前提としての特別会計となっております。これは県のことが変わらなければならぬわけですがけれども、葛城市においても、私は高過ぎる国保税についてできることがあると考えます。

今回の決算においては、コロナ禍による受診控えもありまして、保険給付費は昨年度決算よりも減額となっております。受診が控えられておると。他方、国保税の収入は増えております。加入者は減少しておりますけれども、国保税が引き上げられたために、国保税収は増えているわけでありまして。そのため、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計の決算におきましては、収支の差引額が1億6,100万円余り出ております。黒字であります。しかも、基金積立金として1億円の支出を行った上で、更に1億6,000万円余りの黒字となったのであります。つまり、国保税を過分に徴収しているために、こうした余剰金が出ていると考えます。現在、葛城市国民健康保険基金には、先ほどの委員長報告にもありました。2億円余りの積立金があり、さらに令和2年度国保特別会計の収支差額1億6,000万円のうち、1億円が積み立てられるとすれば、令和3年度の基金残高は3億円になります。私は取り過ぎている国保税を被保険者に還元すべきであると考えます。

橿原市は、コロナ対策として、今年度の国民健康保険税の値上げを、基金取崩しをして県への納付金に充てて、被保険者の保険料の値上げを抑えました。葛城市におきましては、次年度の国民健康保険特別会計予算において、基金を取り崩して国保税の引上げを、私は抑えるべきだと考えます。国民健康保険制度を維持していくためにも、支払うことができる国保税水準にすることが強く要請されております。先日も市民の方から相談がありました。国保

税が高くて払えない。貯金を取り崩して支払っていると。貯金がだんだん減って、いつか支払えないときが来る。何とかならないか。そういうご相談でありました。幸いアルバイトで働いている方でありましたので、そういう場合はアルバイト時間を増やして、社会保険に加入して国保を脱退する。それが一番ですよとアドバイスせざるを得ませんでした。今、実際に国保加入者がどんどん減っております。今、年金が非常に低くて、一方で国保税が高い。高齢者の方が働きに出て、それも社会保険が加入できる労働時間働いて社会保険に入る方が増えている。協会けんぽなど加入者が増えているわけであります。一方では、国保加入者が減ると、これは財政が大変になるから引上げということになります。高い国保税によって国保加入者が減り、さらに、そのために国保税を上げなければならない。これが国保の構造的問題と言われているものであります。政府、県による交付金を増額して、社会保険料並みの国保税にしなければ、そもそも国民健康保険制度が立ち行かなくなります。全国知事会が求めているように、1兆円の公費投入が必要であります。国の制度、県が変えるべきところ、そして葛城市ができること、このことをご指摘いたしまして、以上の理由で、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定に反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村始君。

吉村議員 認第2号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、私は認定に賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険制度は、持続可能な制度を構築するために、平成30年に大きく改正をされ、市町村単独の財政運営から、都道府県が市町村と一緒に運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図ることとされました。本年度の決算は、制度改正以降3回目の決算であります。奈良県では、令和6年度に保険税率を統一することになっておりまして、これまで一般会計からの財源補てんにより低い税率を保ってきた葛城市では、税率の引上げが不可欠な状況でありましたけれども、県と協議を重ねていただきまして、激変緩和措置を活用することで保険税の急激な引上げを抑え、段階的に引き上げる方針が示されました。この取組によりまして、昨年度に引き続き、一般会計からの財源補てんを受けることなく、黒字決算となりました。国民健康保険事業を持続的に維持し、円滑に運営するために努力された決算であるということの評価するものであります。

このような決算の中で、保険税全体の収納率につきましては79.61%と、前年度はこれは77.83%であったんですけれども、これを1.78%上回っていることから、継続して収納率の向上に努められた結果であるものと考えます。また、特定健診受診の節目年齢対象者への無料クーポンの交付や、きめ細やかな受診勧奨、そして重症化予防の取組などの継続的な保健事業の推進により、特定健康診査、特定保健指導の受診率は年々向上していたところ、残念ながら、コロナ禍の影響により、春の集団健診が中止されたことや、受診控えが生じ、受診者が減少したということでありましたけれども、今後、更に被保険者の健康への意識啓発を図られることを期待いたします。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆さんにとって大切な、かけがえのない制度です。引き続き、奈良県と協働して安定した制度運営に取り組むとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保と、保健事業の推進による医療費の適正化に努められ、今後においても、より一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、決算の認定についての賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、認第2号は認定することに決定いたしました。

日程第3、認第3号について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 私は、認第3号、令和2年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

本決算は、平成30年度から令和2年度までの3年間の第7期介護保険事業計画に基づく最終年度の介護保険特別会計決算となります。葛城市第7期介護保険事業計画に基づく介護保険料の基準月額、第6期計画の基準月額5,000円から5,960円と大幅な、20%も引き上げたわけであります。その結果、最終年度である令和2年度葛城市介護保険特別会計決算におきまして、介護給付費準備基金残高が7,300万円増えて2億円となりました。これは第6期介護保険事業計画の最終年度の平成29年度の介護給付費準備基金残高4,580万円から見て、約1億5,000万円余りも基金が積み上がっているわけであります。もちろん、この間のコロナ禍でサービス給付を自粛したために、給付費が見込みで約3%から5%減少したということをお伺いしたけれども、それでも計算しますと約7,000万円程度の給付費の減少でありますから、第7期の最終年度において基金の取崩しが行われぬまま、黒字という形で推移いたしました。一般に介護保険の計画におきましては、3年間の基準月額を決めますから、毎年、介護給付費が増えることを見込んで、初年度は高めに、真ん中の年は収支とんとん、3年目は初年度の積立てで取り崩して、そして賄うというのが、介護保険3年間の基準月額の決め方でありますけれども、第7期におきましては、一貫してそれが基金に積み上がってくるという状態になったわけであります。このことは、20%も引き上げた、介護保険基準月額を大

幅に引き上げたことが原因となったと私は考えております。

介護保険制度では、所得のない世帯であっても、基準月額半額の介護保険料を納めなければなりません。少しでも滞納すると介護サービス給付を受けることができず、10割負担となるわけであり、大変低所得者に厳しい制度になっております。消費税の10%の引上げ、国民健康保険税の引上げ、介護保険料の引上げなど、年金は上がらないのに社会保険料の引上げによって、保険料を何とか支払っても医療費や介護サービス費がなかなか払えない。保険あって給付なしという状態が起きているわけであり、したがって、この介護保険料は下げる。できるだけ下げていく。しかし、現在の介護保険制度におきましては、介護給付費の半分を国民が負担することになっておりますから、介護施設が増えたり、今後増加していくであろう介護サービスの利用者、これが増えていくに従って介護保険料も上げざるを得ないという仕組みになっております。抜本的には国の制度の改革が求められるわけですが、私は葛城市でも、もっとできる工夫があると考えております。

現在の葛城市の所得段階別の保険料は10段階となっております。これを見直して上を伸ばす。段階を増やす。低所得者には軽く、高額所得者にはそれなりの負担を求めることで、介護保険特別会計を安定させることができるのではないかと。そのことによって低所得者の負担を軽くしていく。こうしたことに取り組んでいる地方自治体は数多くあります。葛城市におきましても、介護保険の所得段階別保険料10段階をぜひ見直していただいて、低所得者には負担の軽い制度にすべきだと私は考えます。まだまだ工夫の余地があることを指摘いたしまして、令和2年度葛城市介護保険特別会計決算の認定に反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 認第3号、令和2年度葛城市介護保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本年度の決算につきましては、第7期事業計画の計画値と比較いたしますと、保険給付費においては、昨年の96.81%に引き続き94.5%と、ほぼ計画どおりの決算であると認めます。介護給付費準備基金においては、令和元年度分7,312万円が積み立てられたことにより、残高は2億500万円まで積み上がることとなりました。また、令和2年度決算に基づき、令和3年度には7,811万円が積み立てられる予定であり、介護予防対策など地域支援事業の取組が定着したことなど、新型コロナウイルス感染症予防の対策を行いながら、介護保険事業の健全な運営に努力されたことには一定の評価をするものであります。

また、令和2年度は第7期事業計画の最終年度であり、令和3年度からは第8期介護保険事業計画が始まっております。実績値が計画値を大幅に上回ることはないよう、介護予防対策と介護保険事業の健全な運営を行っていただく必要があると考えております。今後、高齢者人口が増え、要介護認定者も増えていく中で、介護サービスを必要とする方と、そういった方々を支える地域づくりのために、生活支援体制整備事業など地域包括ケアシステムを深化・推進し、支援など適切に行える体制づくりに努めていただくとともに、介護給付費準備基金の適切な活用と、介護保険財政の円滑かつ適正な運営と、新型コロナウイルス感染症予防への対

策強化を行っていただくことと、先ほども申し上げましたけども、本当に困っている方々の声を拾い上げて、どうやって反映させていくのか。ここでもそれが重要になってくると思います。今、基金の活用も言いましたけども、今後、まだまだ耳を傾けてやっていただく事業だと思っておりますので、今後ともよろしく願いしておきます。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第3号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、認第3号は認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻につきましては、13時30分といたします。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4、認第4号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定いたしました。

日程第5、認第5号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定しました。
日程第6、認第6号について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第6号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定いたしました。
日程第7、認第7号について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第7号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は認定することに決定いたしました。
日程第8、認第8号について討論に入ります。
討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 私は、認第8号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定に反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度におきましては、根本的に日本共産党は、高齢者の福祉に相容れないものと考えております。その制度に基づく決算であるということが、認定に対する大きな反対理由であります。後期高齢者医療制度が発足する以前は、所得の低い高齢者の多くが、お子さんの被扶養者として、例えば協会けんぽや組合健保、あるいは共済組合に加入しており、保険料の負担はありませんでした。また、国民健康保険制度においては、所得の低い世帯には減免制度というものもあります。ところが、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者だけを特別の医療保険制度に囲い込んで、所得のない高齢者にも医療費を支払わせる差別的な医療制度であると考えております。したがって、この特別会計の決算に反対するわけでありませぬけれども、現実には、葛城市が保険料の決定について関与するところはありません。奈良県の全市町村が加入する奈良県後期高齢者医療広域連合によって保険料が決定され、そこへ代表議員が選出されて決定するというところでありますから、市議会の関与すると

ころではありませんけれども、私は、この制度のいろんな矛盾を解消するために、葛城市として取り組むべき、あるいはできる措置があるのではないかと考えております。

特別会計の歳入の原資となる保険事業費の負担割合は、公費が約5割、後期高齢者医療被保険者が1割、そして組合健保や国保、共済加入などの医療保険の被保険者による支援分が約4割となっております。支援分においては、大変問題が大きいところがあると私は考えております。それは、国民健康保険における子どもの均等割、この中に後期高齢者の支援分があるということであります。国保の均等割、子どもの均等割というのは、所得のない子どもにも保険税を支払わせる、大変不合理なものであります。その上に、子どもの均等割で取った分の一部から後期高齢者の特別会計支援としてお金が入っていくわけであります。これも大変不合理だと私は思っております。国保会計のときにも申し上げましたけれども、やはりこうした国保の減免、とりわけ子どもの均等割をなくしていく、こうした取組が必要なのではないかと考えております。

以上の理由で令和2年度の後期高齢者医療保険特別会計決算の認定に反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

11番、西井覚君。

西井議員 認第8号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、平成20年4月から制度が開始されました。従来の制度で指摘されていた現役世代との費用負担の不公平をなくし、世代間を通じた負担が明確で公平な制度として創設されたものであります。急速に少子高齢化が進み、社会保障全体の費用が増加し、医療費が伸びる中、保険料の軽減措置、納付方法の見直しなど様々な制度の見直しが行われたことにより、着実に制度が定着していると感じます。

令和2年度決算は、歳入においては、歳入全体の75.9%を占める保険料は、2年ごとの見直しの2年目となり、滞納繰越分も含めた保険料の収納率は98.9%と、前年と同様に高い率を保っています。本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金を合わせた広域連合納付金は歳出全体の99.1%を占め、前年度と比較して9.8%の増となっております。今後増加が予想される高齢者の医療費に対して、広域連合が運営主体となり、医療費適正化や健康保持増進のための保健事業を積極的に取り組まれていることで、医療費の伸びをできるだけ緩やかなものとし、安定的で健全な制度運営の継続につながっていると考えられます。今後も、後期高齢者医療制度が被保険者の方々にご理解をいただき、奈良県や広域連合と連携を図りながら、将来にわたり持続可能な、安心できる医療制度の構築のために一層の努力をいただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第8号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、認第8号は認定することに決定いたしました。

日程第9、認第9号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第9号は認定することに決定いたしました。

日程第10、認第10号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、議第51号から日程第13、議第55号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、松林謙司君。

松林総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第51号、議第52号及び議第55号の3議案について、総務建設常任委員会の審査結果をご報告いたします。

初めに、議第51号、葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第52号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

最後に、議第55号、葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、市道で歩道が設置されているのは一部の道路である。歩道対策について今後どのような考え方を持っているのかという問いに対し、今回の条例は、旅客特定車両停留施設ということで、尺土駅前周辺事業について、その周辺を規制するということで改正している。市内の歩道設置の計画については、積極的につける方向で考えている。特に重点地区の尺土駅前周辺から磐城駅周辺の歩道について、国道166号線の歩道については、順次、国にお願いした中で進めていくという答弁があり、歩道の設置については、市として5年、10年先の計画を立てて行ってほしいとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務建設常任委員会の報告といたします。

西川議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第51号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 私は、議第51号、葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いたします。

本条例案は、さきの国会で可決したデジタル改革関連法の成立により、葛城市の個人情報保護条例に定めのある、情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣などに対して、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとするという条文内容におきまして、総務大臣を内閣総理大臣とするなどの改正であります。日本共産党は、デジタル改革関連法に反対の立場をとって法案審議に臨み、また、関連法が成立後も、批判的な立場からこれを検討するという立場であります。このデジタル改革関連法につきましては、以下の点に大きな問題点があります。

1つ目。デジタル社会に不可欠な個人情報の保護や自己情報コントロール権など、情報主体としての個人の権利を具体的に保障する措置を取らないまま、個人データの利活用を推進する内容となっていること。

2つ目。行政権力による個人情報の恣意的な利用を防止するための監視制度、また、権力乱用、漏えいを止めるための有効な制度や機関が十分整備されていないこと。

3つ目。国、自治体の事務処理に利用する情報システムの集約共同化を進めることによって、地方自治体独自の公共サービスの維持が困難になり、地方自治の侵害につながるおそれ

があること。これらの観点から反対してまいりました。個人の権利を保障することなく、また、権力による個人情報の恣意的な利用を防止するための具体的措置が取られていない、この関連法案に基づく今回の改正となっておりますので、法律による文言修正についても認めることができません。

以上をもちまして本条例改正案に反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 私は、議第51号、葛城市個人情報保護条例の一部を改正することに賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和3年5月19日に、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、政府は、国民誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、各分野において様々な取組を進められていくものであります。その1つには、行政サービス等を効率かつ安全・安心に提供するため、マイナンバーカードを利用し、添付書類を省略することで、市役所窓口に行かなくても各種手続が行える等、新型コロナウイルス感染症が蔓延している現状に即した事業の展開が期待されているものでございます。

本条例改正におきましては、国の法律改正に基づくもので、葛城市個人情報保護条例中、引用部分の改正は、必然的に改正しなければならないものであります。本条例改正を契機に、市民の利便性向上や更なるセキュリティーの強化に力を入れていただくことを希望いたします。私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第51号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第52号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第52号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。
日程第13、議第55号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第55号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第14、議第50号から日程第17、請願第1号までの4議案を一括議題といたします。
本4議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。
8番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第50号、議第53号、議第54号、請願第1号の計4議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第50号、葛城市立認定こども園条例を制定することについてであります。

質疑では、認定こども園を設置するに至った背景について、また、なぜ磐城小学校附属幼稚園を認定こども園とするのかという問いがあり、背景には、近年の就労形態の多様化や女性の社会進出により、保育のニーズが増大し、公立保育所の希望者が増大する一方で、幼稚園では定員を下回っている状況が続いていることが挙げられる。磐城小学校附属幼稚園を選んだ理由については、磐城小学校区に待機児童が多く発生していること、磐城第1保育所と磐城第2保育所の来年度の3歳児の定員が上限まで達しており、新たな受入れができない状況にあり、教室に余裕がある磐城小学校附属幼稚園を認定こども園とすれば、待機児童解消に有効な施策の1つとなると考えたからであるとの答弁がありました。

続いて、認定こども園のメリット、デメリットは、また、定員の見込みについてはどうかという問いがあり、メリットとしては、認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設のため、保護者の就労の有無にかかわらず利用することができる。また、就労状況が変わっても通い慣れた園を利用することができる点である。デメリットとしては、幼稚園、保育所それぞれの書類を作成する必要があり、事務処理が煩雑になることである。定員については全体で270人を想定しており、来年度は、1号と2号認定の3歳から5歳児合わせて185名を見込んでいたとの答弁がありました。保護者が保育施設を選択する際に正しい判断ができるよう、今後とも必要な情報を開示してほしいとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第53号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第54号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、この条例の改正によって何がかわるかという問いがあり、特定地域型保育事業を利用するに当たっては、卒園後の受け皿となる連携施設を設ける必要があるが、確保できていない場合でも、現在は待機児童がいる場合に限り、市長の権限により利用調整ができることになっている。今回の改正により、待機児童の有無にかかわらず利用調整ができるようになり、保育を必要とする全ての子どもについて、行政がより責任を持って関わっていくことができるようになるという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、前回の6月定例会より継続審査となっております請願第1号、葛城市クリーンセンターリサイクル施設管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務の入札・委託契約に関する請願についてであります。

6月以降の裁判の進捗状況について理事者側に説明を求めましたが、係争中との理由により、審査に必要となる詳細な情報を得ることができませんでした。そのため、この請願の取扱いについてどのような選択肢があるのかと整理をしたところ、10月末には市議会議員の任期満了を迎えるため、引き続き継続審査とすることはできず、この9月定例会で一定の結論を出す必要があると確認いたしました。そして、裁判の内容を十分に知ることができない状況では採択することは難しく、苦渋の選択ではあるが、やむを得ず不採択とするほかないのではないかという意見が出され、協議した結果、討論はなく、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されましたことを申し添えまして、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

西川議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第14、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第50号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第53号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第54号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 私は、議第54号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いたします。

葛城市では、0歳から3歳未満までのお子さんに待機児童が発生しております。そのため、来年度から、葛城市内2か所で0歳から満3歳未満までのお子さんを預かる小規模保育所が開設されることになりました。本条例案改正の対象となる特定地域型保育事業が、葛城市でも初めてその対象となる事業所が出てまいったわけでありまして、したがって、今回は少し丁寧に、反対理由も含めて発言したいと思っております。

小規模保育所は、満3歳未満までの保育児童しか預かることができませんから、卒園後、つまり満3歳以降の必要な保育を受ける施設を連携施設として確保することが法律で定められております。しかしながら、待機児童の増加により、なかなか小規模保育事業等、特定地域型保育事業において連携施設がなかなか確保できないことから、当分の間、卒園後の連携施設がなくても、市長が、必要な教育・保育が、満3歳以降も提供させられるように必要な措置を講じているときは、連携施設を確保しなくてもよいということが本条例の1つの内容となっており、その条例において、先ほど委員長報告がありましたように、待機児童が発生していなくても、市が利用調整をしっかりと行うことによって、満3歳以降の受入れ施設を確保する。そうしたことを条例で定めるものであります。しかし、現実には、保護者の立場からしてみますと、小規模保育所に申請した場合、卒園後、つまり満3歳を迎えて新しい施設へ行かなければならないという、その預け先が決まっていけないということは、大変保護者にとっては不安なことであります。どこの保育所や、あるいは認定こども園等に行くか分からないという状態になるわけですから、基本的には連携施設を確保した上で、こうした小規模保

育所に入所希望者の方にも安心していただくことができる、そうしたことが先決であろうと思います。ところが、そうしたことを十分しないがために、できないがために、利用調整ということをする。これは職員の方にとっても大変なことであります。保護者には、様々な条件を抱えて保育を希望されているわけですから、居住地、勤務先、保育所がどこになるか、大変真剣に考えなければならない、切実な問題になってくるわけでありまして。そうした保護者に対して、どこの保育所にやるかという利用調整を職員がやっていかなければならない。これは大変なことになるわけでありまして。

私は、葛城市において、今後の保育の受入れ計画をしっかりと定める時期に来ていると思います。つまり、葛城市内の保育を必要とされている方々全てに対して、葛城市がどのような体制で保育をしっかりと行っていくか。その体制づくりを基礎づける、そういう議論が私は必要だと思います。利用調整という形でやるのではなく、しっかりとした保育体制をつくる。そうした議論が今求められていると考えます。

一般に、小規模保育事業など特定地域型保育事業におきましては、満3歳未満までしか預かることができないわけですから、それ以降、どこが預かるかというのがいつも問題になります。そのときに一番食い合わせがいい施設として認定こども園があります。その認定こども園も、いわゆる幼稚園型、0歳から2歳の方を預からない、3歳から5歳の保育児だけを預かる幼稚園型の認定こども園にすれば、これは非常に小規模保育事業とかみ合わせがいいわけでありまして。葛城市には、各小学校に附属幼稚園がございます。その附属幼稚園は、保育無償化の影響を受けて園児がだんだん減って、定員に空きができてきております。そこを幼保連携型ではなく、幼稚園型の認定こども園に変えることによって、施設を増やすこともなく、施設費を投入することもなく、今ある教室で保育園児を預かることができる体制がつくれるのではないのでしょうか。そうすれば、小規模保育所の連携施設として、それぞれの保護者が住んでおられる小学校区、ここの認定こども園に入れる。そういうふうな体制をつくれれば、基本的に利用調整で大変苦勞することは、私はなくなるのではないかと考えております。これは私の一案であります。十分いろんなことから検討する必要があると思いますけれども、私は、葛城市内に住んでいる全ての保育を必要とされているご家庭が、安心して葛城市の保育事業を任せられる、そうなるために、今、しっかりとした議論が必要なときだと考えます。私は、連携施設をしっかりと持つ、そのための体制をつくる、そのことが一番であって、連携施設が確保できない場合云々かんぬんというふうな条例改正をやっているようなときではないと私は考えております。

以上の理由で本条例案に反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 議第54号、私、賛成の立場でお話しさせていただきます。

私、4年前に葛城市議会の席に座らせていただいて、そのときは待機児童ゼロやったんです。今、消費増税後に幼児教育無償化になりまして、その頃から、私、内野議員も一生懸命、認定こども園等をつくってしっかりと受け入れなさい、受け入れてくださいという話になっ

て、だんだん少しずつ進んでいきまして、小規模保育、そして認定こども園と来年からやっていただけるのはすごく感謝しております。確かに、ほかの議員おっしゃるみたいに、まだまだ考えなければならない、今年2歳児を受けたら、来年にはもう受入先をちゃんと決めなければならない、そういった懸念はあると思うんですけど、現在困っているお父さん、お母さん、僕のところにも相談来ます。今、おばあちゃんに預けて仕事へ行って、迎えに行くとやっってはる。本当に今困っている方々、お子さんを迎えられる体制を葛城市は整えていただいていると私は認識しております。そのために皆さん努力されているというのも重々分かっております。ただ、今、ほかの議員もおっしゃるみたいに、注意しなあかんことはいっぱいあると思います。ただ、今の段階で困っておられるお父さん、お母さん方を助けるためにやっていただく、そのためのことだと思いますので、私は賛成させていただきます。引き続き、今、葛城市は住みやすさランキング上位、他市からも子育てしやすいまちやとなってるんだけど、保育所入れないと、僕、これいつも言いますけど、そんなばかなこと言えないわけじゃないですか。それに対応していただくための動きやと僕は思っておりますので、賛成させていただきます。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第54号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

(増田議員 退席)

西川議長 日程第17、請願第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号に対する委員長報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成者はございません。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

(増田議員 復席)

西川議長 次に、日程第18、議第57号から日程第20、議第59号までの3議案を一括議題といたします。本3議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

9番、増田順弘君。

増田予算特別委員長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、ご報告を申し上げます。去る9月3日の本会議におきまして予算特別委員会に付託をされました議第57号から議第59号までの3議案につきまして、9月13日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第57号、令和3年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてであります。

質疑では、総務費、財産管理費の市有財産管理事業として用地購入費が計上されているがその内容はという問いに対し、當麻庁舎の除却に伴う機能再編により、當麻庁舎から新庄庁舎へ職員が異動することによる駐車場用地の購入費である。新庄庁舎の駐車場につきましては、このほかにも、庁舎周辺の民間の駐車場の賃借についても検討しているとの答弁がありました。

別の委員からは、現在使用している新庄庁舎北側の駐車場については、近隣住民の方に雑草や土ぼこりなどの迷惑がかからないよう、適切に管理していただきたいという要望がありました。

次に、民生費の児童福祉費において、認定こども園整備事業として2,200万円の工事請負費が計上されているが、その内容はという問いに対し、磐城小学校附属幼稚園を認定こども園に移行するに当たり、必要な基準を満たすための改修工事である。工事費の内訳としては、調理施設の設備で944万3,000円、園児用トイレ等の改修で140万1,000円、排煙対応で79万9,000円、非常照明設置で210万4,000円、仮設工事等の共通費用として625万3,000円を計上しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員からは、計画されている調理設備はどのような内容か、また、なぜ園児用トイレの改修が必要なのかという問いがあり、調理設備については、配膳室隣の倉庫を19人以下の調理ができる規模の設備を整備する予定である。トイレ等の改修については、今後、0歳から2歳児の受入れも視野に入れ、低年齢児トイレの便座と沐浴スペースの改修を行うものであるという答弁がありました。

次に、同じく民生費では、老人福祉費の敬老事業248万4,000円が減額補正されているが、その内容はという問いに対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度と同様に敬老会の開催を中止したことによる減額補正であるとの答弁がありました。

この答弁を受け、敬老会の中止はやむを得ないことであるが、今年度より敬老記念品の配布も廃止されており、コロナの影響による活動自粛で閉塞している高齢者に対するいたわりが感じられない。高齢者をねぎらうようなことについて何か検討したのかという問いがあり、敬老会開催の是非を決める際には、いろいろと議論し、今年度の開催は無理と判断し、やむなく中止することを決定した。敬老会に代わる高齢者に対する施策については、来年度に向け、何ができるのか検討していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員からは、来年度からではなく、今年度においても、何ができるのか検討していただきたい。できることはやっていただきたいという要望がありました。

次に、教育費の文化会館費で計上されている當麻文化会館管理事業における修繕料407万円の内容はどういう問いに対し、當麻文化会館ホール内のせり上げ舞台装置の修繕である。ホールには500の座席があるが、そのうち、最前列から5列目までの座席128席を舞台下に収納することにより、その座席部分を舞台としてせり上げて使用することができるようになっているが、現在その装置が故障しており、舞台の上げ下げができない状態である。元どおりに稼働できるように修繕するものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第58号、令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第59号、令和3年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、学校給食センター管理事業における修繕料57万5,000円の内容はどういう問いに対し、食器などを高温洗浄した後、下水道へ排水する際の温度は45度未満と定められているため、その温度を計測するセンサーが故障したことにより交換が必要となったもの。また、衛生上、部屋を隔てるために設置された2か所の上げ下げ窓のバルンサーが、経年劣化により不都合が発生したため修繕するものであるという答弁がありました。

別の委員からは、6月議会の新型コロナウイルス感染症への対策に関する決議には、給食費の無償化の延長を求める内容が含まれているが、その後の対応はどういう問いに対し、令和3年度の給食費の無償化は1学期で終了しており、2学期からは通常どおり給食費を徴収することになるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、多くの意見、要望が出されたことを申し添え、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

西川議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第18、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第58号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第58号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第59号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、発議第5号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

5番、松林謙司君。

松林議員 ただいま上程を賜りました発議第5号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められます。

その財源確保のため、地方税の充実確保が強く望まれます。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針の2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している状況を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、発議第6号、出産育児一時金の増額を求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

8番、川村優子君。

川村議員 ただいま上程を賜りました発議第6号、出産育児一時金の増額を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賅えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1万6,000円に引下げ、本来分39万円を40万4,000円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1万2,000円に引下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時34分

再 開 午後3時45分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告申し上げます。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の下村委員長より提出されました中間報告及び奈良県後期高齢者医療広域連合の議会議員選挙の実施につきまして、休憩中に議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいておりますので、会議の概要について議会運営委員長よりご報告を願います。

11番、西井覚君。

西井議会運営委員長 先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の下村委員長より提出されました中間報告の審議方法について、また、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員1名の欠員が生じたことに伴う選挙の実施について協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会中間報告につきましては、この後、日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とし、下村委員長より中間報告を受け、中間報告に対する質疑を行います。なお、委員会の中間報告のため、表決の対象にはなりませんので、本会議における討論と採決はございません。この中間報告が終わりましたら、次に、追加日程第2として、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

以上、報告といたします。皆さん方のご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

西川議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りいたします。

この後の議事進行につきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付しております議事日程第4号の追加1を日程に追加し、審議を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程第4号の追加1を日程に追加し、議会運営委員長の報告のとおり、審議することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会中間報告についてを議題といたします。

本件につき、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長より中間報告が提出されておりますので、報告を求めます。

14番、下村正樹君。

下村道の駅かつらぎに関する調査特別委員長 議長のお許しを得ましたので、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の中間報告についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、道の駅かつらぎの建設に当たり、不適正な事務処理があったため、事業内容の再調査を行うことを設置理由とし、平成30年3月23日に設置し、令和3年9月9日までの間、委員会として8回、協議会として13回、それぞれ開催し、道の駅かつらぎに関する事項について、事業内容の調査及び審査を行ってまいりました。本特別委員会としましては、①道の駅かつらぎに関する全体事業費及び全体計画の確認、②不適正な事務処理手続の事実内容及び経緯の確認、③補助金の返還に係る経緯の確認、の3つの視点に基づき、これらの事務に関する書類や計算書など、調査の過程で必要と判断した資料を執行機関等に請求し、各委員が検閲し、さらに、説明員として関係職員を委員会及び協議会に出席要求し、必要に応じて説明を求めて質疑を行い、調査を進めてまいりました。

これまで行ってまいりました調査の概要につきましては、お手元に配付しております中間報告に記載のとおりでございますが、本件に関しましては、損害賠償等請求事件の裁判の係争中の事案であることから、関係者を参考人として意見を求めるため委員会への出席を求めることが困難であったことや、道の駅かつらぎに関する記録の管理などが不十分である状況の中、委員会として可能な限りの調査を行ってまいりました。そのため、現時点では、道の駅かつらぎ建設工事の全容の解明には至っておらず、全ての調査は終了してはおりませんが、今年10月で我々市議会議員の任期が満了となるため、これまでに本特別委員会で調査した内容をまとめた中間報告となっておりますので、ご承知おき願います。

本特別委員会につきましては、なかなかスムーズな委員会の開催が難しい状況でございましたが、委員各位からは、この道の駅かつらぎ建設工事に関しては、様々な問題点の指摘や更なる検証、調査の必要性を求める意見もありましたので、委員長といたしましては、このような不適切な事務処理が二度と起こらないよう再発防止に取り組むとともに、今後、道の駅かつらぎが葛城市にとって更に有益な施設となるよう検討していただくことを理事者に対して強く願うものであります。

以上をもちまして、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の中間報告といたします。

西川議長 以上で中間報告が終わりました。

これより、中間報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会中間報告については以上といたします。

次に、追加日程第2、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員から選出される議員について欠員が生じたため、1名を選出することになりますが、2名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての市議会において選挙が行われることになったのものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

これより投票を行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

西川議長 ただいまの出席議員は13名であります。立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、6番、谷原一安君及び7番、内野悦子君、兩名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

なお、候補者名簿につきましては既に配付いたしておりますが、記載台にも掲示しておりますので、よろしくお願いをいたします。

(投票用紙配付)

西川議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

西川議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

西川議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

西川議長 開票を行います。

6番、谷原一安君及び7番内野悦子君、立会いをお願いいたします。

(開票)

西川議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数13票。これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票であります。有効投票中、森田一成君12票、榊井隆志君1票。以上であります。

よって、ただいまの選挙結果を奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

次に、日程第23、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、議員の皆様方に一言御礼を申し上げます。定例会といたしましては、本定例会が我々の任期最後の定例会でございましたが、3日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し厚く御礼を申し上げます。皆様方には、市会議員として、コロナ禍における厳しい社会情勢の中、市民の多様なニーズとその負託に応えるべく、議員活動に精進され、葛城市のためにご尽力いただきましたことに対し、深甚なる敬意を表するものでございます。また、今期限りで勇退されます議員におかれましては、誠に心残りの感がいたしますが、今日まで葛城市の発展に尽くされたご功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を表す次

第であります。

顧みますと、昨年11月の臨時会におきまして、議会議長という大役を仰せつかり、本日まで葛城市政の発展と円滑な議会運営にひたすら努めてまいりました。ただ、この1年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、視察研修の中止や議員研修の延期など、通常とは異なる議会運営となりましたが、本年6月定例会では、新型コロナウイルス感染症への対策に関する決議を全会一致で採択することができました。このような状況下におきまして、本日まで大過なく職責を全うすることができたのは、皆様方のご支援が、また、ご協力のおかげでございます。心から感謝するとともに厚く御礼を申し上げます。

最後に、各執行機関におかれましては、議員各位から出されました数々の意見や要望を真摯に受け止められ、令和4年度の予算編成をはじめ、葛城市政の執行に当たられるとともに、行財政改革の推進に努め、本市の更なる発展のためにご活躍いただくことを切にお願いし、私の閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月3日に開会されました令和3年第3回葛城市議会定例会が、22日間の全日程を終えさせていただき、本日をもって閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見等を真摯に受け止め、職員一丸となって、葛城市の更なる発展のために鋭意努力してまいる覚悟でございます。

なお、議員各位におかれましては、このたびの議会が任期最後の定例会となったところでございますが、これまで葛城市発展のためにご尽力をいただきましたご功績に対しまして、厚く御礼を申し上げます。また、このたびの任期をもちましてご勇退なされる議員におかれましては、長きにわたり、本当にご苦労さまでした。重ねて御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

西川議長 以上で令和3年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後4時11分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西川 弥三郎

議 会 副 議 長 奥本 佳史

署 名 議 員 吉村 始

署 名 議 員 松林 謙司